

違法伐採対策に関する全国木材組合連合会の行動規範

一般社団法人全国木材組合連合会

制定 平成18年3月24日

最終改正 令和6年12月27日

一般社団法人全国木材組合連合会（全木連）は平成14年（2002年）11月森林の違法伐採に関する声明を発し、「現在世界的に問題になっている違法伐採は、森林環境に重大なダメージを与えるばかりでなく、持続的森林経営を損なうおそれがある。また、木材需要の大半を輸入木材に依存している我が国において、木材及び木材産業に否定的な印象を与えることになり、その結果、木材利用の障害となるおそれがある。」として、これに対する関係各国の努力を求めるとともに、木材業界として違法伐採され不法に輸入された木材を取り扱わないように求めてきた。

このような中で、平成17年7月に英国で開催されたG8サミットの結果、日本政府は、「違法に伐採された木材は使用しない」という基本的考え方に基づき、政府調達の対象を合法性、持続可能性が証明された木材・木材製品とする措置を導入することとした。

また、政府調達だけでなく民間の木材等の利用に関して、合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律の一部を改正する法律（以下、「改正クリーンウッド法」という。）が令和5年に成立し、令和7年4月から施行されることとなったところである。

これを踏まえ、全木連は、違法伐採対策に関する行動規範を制定し、ここに公表する。

（違法伐採に対する反対）

1 全木連は、全世界の森林に対する森林生態系の維持に支障となる行為や持続的森林経営を阻害する行為等、森林の健全性を損なうおそれのある全ての不法行為に対し、強く反対する。

（生産国及び各政府の取組への要請）

2 全木連は、木材生産国が取組んでいる各種の違法伐採対策を支持し、その継続と実効性の確保に期待する。また、木材消費国がこれに積極的に協力することを求める。さらに、全木連は、持続的森林経営の実現に向け、違法伐採対策をはじめとする森林の健全性を確保するための国際機関及び各国の努力に敬意を表する。

（日本政府の取組への支持）

3 全木連は、日本国政府による違法伐採対策の取組を全面的に支持

するとともに、これに積極的に協力する。

(合法性等の証明された木材・木材製品の普及の促進)

4 全木連は、合法性、持続可能性の証明された木材・木製品の供給の促進に向けた普及の推進に努める。

(合法性等の証明のための事業者の認定)

5 林野庁が平成18年2月に策定、公表した「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン」(以下、「合法性ガイドライン」という。)に示された森林・林業・木材産業関係団体の認定を得て行う証明方法(団体認定方式)に関連して、「合法性・持続可能性の証明に係る事業者認定実施要領」を別途定め、全木連の会員事業者の認定を行い、合法木材の供給の促進に努める。

(改正クリーンウッド法の遵守)

6 改正クリーンウッド法における第1種木材関連事業者が、同法に基づいて実施する合法性確認に、合法性ガイドラインに基づく素材生産事業者からの証明書が原材料情報として活用できることとされたことから、素材生産事業者と第1種木材関連事業者との間の根拠とする資料の伝達等についてあらかじめ確認するものとする。また、合法性ガイドラインに基づく事業者のネットワークを活用して、改正クリーンウッド法に基づく合法性確認木材の普及に努める。

(他の団体との連携)

7 全木連は、違法伐採対策の実施に当たって、木材表示推進協議会、その他の木材産業関係団体及びNGO等との連携を図る。

(情報の公開)

8 全木連は、本行動規範に基づく取組状況の概要を公表する。

以上